



[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 22 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

水質汚染は世界的な環境および公衆衛生上の重大な課題である。ダッカ首都圏は世界で最も人口密度の高い地域の一つであり、未処理の病院廃水、家庭廃水、産業廃水による環境劣化が深刻な状況に達しており、公衆衛生、生態系、経済成長に対する重大なリスクをもたらしている。

バングラデシュ（以下、同国）では、特に病院廃水が主要な懸念事項となっている。南北ダッカ市内に存在する約 500 の病院と多くのクリニックが膨大な量の廃水を排出し、未処理のまま周辺の河川や水域に流出させている。このような廃水は、抗生物質活性成分（AAI）、抗生物質耐性菌（ARB）、および抗生物質耐性遺伝子（ARG）を河川環境に定期的に放出している。抗菌薬耐性（AMR）は、世界的に重要な問題と見なされており、2050 年までに AMR による年間死亡者数は 1,000 万人に達すると予測されている。アジアが最も影響を受ける地域とされ、バングラデシュもその影響を免れない状況にある。

同国の環境森林気候変動省（MoEFCC）環境局（DoE）は、ダッカ市周辺の主要河川 31 カ所で水質パラメータを定期的に監視している。しかし、バ国の環境基準はグローバルな進展と調和しておらず、多くの測定項目が国際基準を満たしていない。例えば、廃水処理後の国際的な窒素基準は 30ppm であるが、バ国では 150ppm が基準となっている。

同国政府の「第 8 次 5 カ年計画（2020 年 7 月～2025 年 6 月）」では、自然資源の持続可能な利用と都市化の移行に伴う課題の管理を図っている。また、最新の政府戦略「Bangladesh Delta Plan 2100」では、産業および家庭からの汚染源を対象に河川の再生と水質改善が含まれており、これらの戦略を統合することで、水質汚染に関連する健康リスクを大幅に低減し、国民の生活の質の向上を目指している。

本事業は、ダッカ都市圏内の異なる水質汚染源から水質を系統的に監視およ

び評価し、河川、水道、病院および家庭からの水サンプルを収集・分析することで、抗生物質、病原菌、ARGsの汚染レベルとその変動を詳細に把握することを目的としている。なお、本事業は、2025年度「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development、サトレップス）」新規採択案件であり、制度概要、プレスリリース等は以下10.（2）項の参考資料を参照のこと。

また、対バングラデシュ国別開発協力方針（2018年2月）では、「経済成長の加速化」と「社会脆弱性の克服」の両方の課題に取り組む方針が示されている。また、対バングラデシュ国 JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）において、都市機能強化・環境改善が重点分野に掲げられ、水環境管理分野においては「社会経済活動による都市部の水質汚染防止及び衛生環境改善」を行う方針とされており、外部との連携拡大についても SATREPS 等を通じた大学や研究機関との連携により、イノベーションの創出等を目指すものとしている。さらに2023年3月に岸田総理が発表した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」では取組みの柱「インド太平洋流の課題対処」の一環として、気候・環境分野が FOIP 協力の新たな力点に掲げられている。南アジア地域の国際公共財である水環境の改善にも貢献する本事業は、これらの方針に合致する。

本事業は、環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に沿っている。同国においては、都市環境管理改善に向けて、大気質管理計画、廃棄物管理やチョットグラム市の水質汚濁対策に関する協力事業も実施中であり、これまでの協力経験も活用しながらクリーン・シティの実現に取り組んでいく。さらに、本事業はダッカ首都圏において、薬剤耐性菌による健康リスク評価と浄化技術導入を図ることで、薬剤耐性菌リスクを軽減する持続的な取り組みによる都市環境改善に資するものであり、SDGs ゴール6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」、ゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野

に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② バングラデシュ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。プロジェクト目標、成果などのナラティブ面のドラフトは作成済みのため、特に評価指標を中心に検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2025年9月中旬～2025年9月下旬）

- ① JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、NGO等）の活動

#### 動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAバンングラデシュ事務所等に報告する。

#### （3）整理業務（2025年9月下旬～10月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

#### （1）業務完了報告書

2025年10月17日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）

---

<sup>1</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

### （2）その他留意事項

- 1) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の通減は適用しません。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 9 月 13 日～9 月 27 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地業務の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究代表（愛媛大学）
- エ) SATREPS 研究主幹（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST））

- オ) SATREPS 企画 (同上)
- カ) 評価分析 (本コンサルタント)

### ③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄ベンガル語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：執務スペース提供 (ネット環境完備)

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第二チームから配付しますので、[gegem@jica.go.jp](mailto:gegem@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
  - ・要請書 (英文)
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
  - ・2025年度「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)」新規採択案件の決定について  
[https://www.jica.go.jp/information/press/2025/20250417\\_11.html](https://www.jica.go.jp/information/press/2025/20250417_11.html)
  - ・研究課題の概要  
[https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0703\\_bangladesh.html](https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0703_bangladesh.html)
  - ・SATREPS事業概要について  
<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/summary/index.html>

## (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上